

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成 26 年 5 月 19 日（月） 10:02～10:49
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授
- 委員 工藤 和美 シーラカンズK&H株式会社 代表取締役
東洋大学理工学部建築学科 教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<関係省庁>

- 堀井 奈津子 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長
- 源河 真規子 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調査官
- 福原 申子 法務省入国管理局総務課企画室長

<事務局>

- 藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局次長
- 宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

<関係部局>

- 宮国 永明 内閣官房日本経済再生総合事務局参事官
- 仁林 健 内閣府規制改革推進室企画官
- 高橋 淳 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 女性の活躍推進のための外国人家事支援人材の活用
- 3 閉会

○藤原次長 では、定刻でございますので「国家戦略特区ワーキンググループ、関係省庁からのヒアリング」を始めさせていただきますと思います。

お手元にも配らせていただいておりますけれども、国家戦略特区の諮問会議が先週の月曜日に第5回目が行われまして、その中で民間議員ペーパーの資料2にございますように、私どもとしまして、指定された特区の区域会議の迅速な立ち上げ、区域計画の取りまとめを急いでいるわけでございますが、それに合わせて6月に予定されております成長戦略の改定と

いう中で、1 ページ目の2に書いてございますように、当面の追加の規制改革事項等ということで、特区におきますこれまでの提案や、それ以外の区域も含めて積み残しとなっている重要事項を、別添2のとおり提案するという事で提案を民間議員の方からいただいております。当面少なくともこれらの事項について昨年の成長戦略策定時と同様に、今年も6月の成長戦略改定版に改革の成果を盛り込むべく、特区ワーキンググループ等において、直ちに各省と全国規模または特区における改革実現に向けた議論を行うべきである。その際、必要に応じ、産業競争力会議や規制改革会議とも密接に連携を図るということで、本日まだおこなわれておられますけれども、競争力会議、規制改革会議、内閣府の経済財政運営担当の方にも御同席いただきまして、ヒアリングをさせていただくことになっております。

別添2の最初でございますけれども、今日は最初に女性の活躍推進のための外国人家事支援人材の活用ということで、法務省の福原室長に改めましてこういった民間議員ペーパー、それから、総理からも追加メニューに関しては積極的にという指示も頂戴しておりますので、御説明をいただきまして、御議論をさせていただければと思っております。

とりあえず、ワーキンググループは原則公開の位置づけにしておるのですが、関係省庁の御要望によって非公開というのも可能でございますが、いかがいたしましょうか。

○堀井課長 特に私どもは非公開の資料は出しておりません。

○藤原次長 よろしいですか。そうしましたら今回は公開ということで始めさせていただきますと思います。

最初に資料の御説明をさせていただいた上で、意見交換という形にさせていただければと思いますが、そんな形で座長よろしいでしょうか。

○八田座長 早朝からいらしていただきまして、本当にありがとうございます。

今回のことについて総理指示ということなのですが、実際問題として色々な実現可能な方法があるのではないかと思いますので、いろいろなお考えをお聞かせいただければと思います。

それでは、早速これの現状及び可能性についてお伺いしたいと思うのですが、どういう順番でお話お願いいたしましょうか。

○藤原次長 法務省から御説明をいただきまして、関係省庁からいただいた上で意見交換。

○八田座長 では、よろしくお願いいいたします。

○福原室長 法務省入国管理局の入国管理調整官をしております福原でございます。よろしくお願いいいたします。

説明は座ってさせていただきます。

お手元に「国家戦略特区各省ヒアリング資料」ということで用意をさせていただきました。その前半が家事使用人の受入れについての現状について説明をするものになってございますので、こちらの資料に基づいて説明をさせていただこうと思います。

1 ページ、現行の入管法令上の家事使用人の受入れについて説明をさせていただきます。

現行制度におきましては、外国人の家事使用人は、この①～③の外国人の個人的使用人として雇用される場合にのみ、入国在留が認められる仕組みとなっているわけでございます。

日本人の個人的使用人ということで雇用される場合については、対象となっていないというのが現状でございます。

外国人家事使用人の入国在留に係る主な要件につきましては、下の①～⑦のとおりでございます。要件は外国人の雇用主によって少し変わります。例えば、外交官などにつきましては⑤、⑥、⑦の要件への適合が求められないということになっておりますし、また、いわゆる高度人材ポイント制で高度人材としての認定を受けた外国人の場合には⑦のような事情がないケースであっても、本国で継続的に雇用されていた家事使用人の方が一緒にいらっしゃるという場合には、受入れは認められるということになっておりますが、ただし、雇用主側の年収について1,000万円という要件があるということございまして、ここに示させていただきましたのは、カテゴリ②の外国人に関する一般的なものというふうに御理解をいただければと思います。

⑦の要件につきましては、配偶者の方がフルタイムで勤務をされているので、家事が困難であるという場合にもこの要件を満たすこととしております。

次に2ページを御覧いただきたいと思っております。家事使用人の入国在留は特定活動という在留資格で認めております。お手元に在留資格の一覧を用意させていただきました。在留資格は今、30種類ほどありますが、これは簡単に説明いたしますと、一番上から技能というところまで働く在留資格。日本での就労を目的とする在留資格となっております。

次に技能実習は、日本で進んだ技術、技能等を修得して、本国に帰ってそれを生かしていただくというための在留資格でございます。

次の文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在というのは、基本的には日本での就労を目的としない在留資格になってございます。

その下に特定活動という在留資格がございます。これは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動に対応する在留資格となっておりますが、この2ページの一番上の説明にもございまして、この在留資格は、我が国の社会、経済情勢の変化などによって、あらかじめ定められた活動類型のいずれにも該当しない活動を行う外国人の上陸・在留を認める必要が生じる場合に、臨機に対応するために設けられた在留資格でございます。

縦長の資料の右側の該当例を見ていただきたいのですが、ポイント制による高度人材でありますとか、家事使用人、ワーキングホリデー、EPAに基づく外国人の看護師・介護福祉士候補者など、色々なカテゴリの外国人の受入れを認めております。特に家事使用人につきましては高度人材の方でありますとか、外交官の方の受入れを認める場合の環境整備の一環として受け入れているものでございます。

ちなみに、現在、家事使用人として特定活動の在留資格で在留中の外国人はどのくらいいらっしゃるかとございまして、昨年6月30日現在で、1,268人在留していらっしゃいます。そのうちフィリピンの方が8割を占めているという状況になってございます。

縦長の資料を御覧いただきまして、その特定活動の下のほうに、今度は本邦において有する身分または地位に基づいて在留が認められている外国人のカテゴリがございます。永住者、

日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、あるいは定住者ということでこれには日系人の方が入るわけでございますが、こういった方々については活動に全く制限がございませんので、例えば家事使用人としてこういう方々が働かれるということについては何ら規制はないということでございます。

横長の資料に戻っていただきまして、3ページを御覧いただきたいと思います。現行の外国人家事使用人の受入れといいますのは、外交官あるいは一定の専門的、技術的分野の外国人の方を受け入れるための環境整備の一環として認めているものでございます。仮に今後、日本人の方の家事支援の目的で外国人材を受け入れるという場合につきましては、これは専門的、技術的分野での労働者の受入れということではないわけでございますので、そのあり方については、政府全体で慎重に検討する必要があると考えられているわけでございます。

まず一般の日本人の方が外国人の家事サービスを利用するという場合に、基本的にはコミュニケーションの問題があると思うわけでございますが、どういう家事サービスのニーズがあるのかということを確認させていただく必要があるだろうと思っております。また、こうしたニーズを踏まえた上で、稼働形態について、通いという形を想定するのか、あるいは住み込みを認めるのか、ただ、この場合には海外でも問題が生じているということでございますので、どういう形で働いていただくのかということをよく検討する必要があると思っております。

不法就労、不法滞在という問題もございまして、こうした問題が発生しないようにきちんとした管理体制が必要になるだろうと思っております。また、当然のことでございますけれども、適正な賃金水準も含めまして、きちんとした生活環境、労働環境が整備される必要があるだろうと思っております。

また、家事労働者につきましては、国際的には人権侵害等の問題が生じているということが知られているわけでございますが、仮に同様の問題が生じた場合の保護措置が講じられる必要があるだろうと思っております。また、仮に今回受け入れる外国人の方について、日本での定着を促すということでないのであれば、確実な帰国担保措置というものをとっていかねばならないわけでございますが、こういう措置をどのようにとっていくかということについても今後、関係省庁とも連携をとって検討をしていく必要があると思っております。

法務省からは以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、厚生労働省からお願いします。

○堀井課長 厚生労働省外国人雇用対策課長の堀井でございます。

私からは、今回テーマとなっている家事使用人についてというよりも、もしかしたら外国人労働者受入れを議論するに当たっての一般的な課題ということになるかもしれませんが、何点か御指摘をさせていただきます。

これは去る4月4日、経済財政諮問会議・産業競争力会議の合同会議で田村厚生労働大臣

が御発言をされたことでもありますが、外国人労働者を我が国に受け入れるということで、今よりも範囲を拡大することに当たっては何点か留意すべき点があろうということで、まず1点目は、その外国人労働者が安い賃金で働くことによって、それが日本の労働者に与える影響を十分に勘案する必要があるということです。例えば現在、アベノミクスということで、非常に賃金上昇というものを大臣などから自ら企業に呼びかけてお願いをし、成果が出てきているという状況の中で、こういったアベノミクスによる賃金上昇の動きを阻害しないようにですとか、あるいは2点目として、人手不足の産業が外国人労働者を受け入れて、結果的に日本人が就かなくなってしまうような処遇や労働環境の改善がされないようなことになっては困るということがあろうかと思えます。

そして、当然のことながら3点目として、外国人であるということを経由として、賃金、労働時間、そういった労働条件を日本人と異なるものにしない。こういったことは最低限、守られるべき前提ということにありますので、この課題あるいはほかの点につきましても国民的議論を進めて検討していく上で、厚生労働省として気づきの点があれば意見を申し上げていくということになろうかと思えます。

簡単ですが、私からは以上です。

○源河調査官 厚生労働省雇用均等・児童家庭局の源河と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私どものほうでは、家事支援サービスについては所掌ではないので特に申し上げることはないのですが、この家事支援に育児支援が含まれるかどうかが大変懸念している点でございます。これも同じく4月4日の際に田村厚生労働大臣から申し上げた点なのですが、育児支援につきましては人格形成期の子供に接するサービスでありますので、我が国の言語や文化等を十分に理解していない方がかかわることについて、保護者の視点も踏まえ、慎重な議論が必要であると考えているということを申し上げておりますので、この場で再度繰り返させていただきます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問はありませんか。

○工藤委員 ベーシックな家事支援の現在のニーズと、それに対しての供給のバランスが今、どうなっているかということをお教えいただければと思います。

○堀井課長 すみません、実はニーズのところは私どもは家事支援というもので所管をしていないので分からないのですが、ただ、ほかの会議のことで恐縮なのですが、規制改革会議でもこの家事支援について議論をされたことがあると承知をしております。貿易・投資等ワーキンググループという会議の中で、経済産業省さんが家事支援サービスのニーズというものの調査をされたり、ヒアリングをされた結果を御紹介されたという話を側聞いたしております。したがって、私はそういう意味で手元にはないのですが、そういったところで把握をしていただければと思います。

なお、厚生労働省でハローワークに色々なお仕事が求人を出されたり、あるいは仕事を求める方が求職登録という形でされるのですが、そのデータを御紹介させていただきますと、手元にある最新のデータで平成 24 年度の家政婦、これは家政夫も含まれますが、24 年度の新規求職申込件数が 8 万 8,155 件、そして常用求人数が 4 万 1,374 件、常用就職件数が 4 万 4,351 件ということで、有効求人倍率は 0.5 倍という形の数字と把握しております。

○八田座長 今のは家事労働に限っての話ですね。

○堀井課長 はい。家政婦ということでございます。

○八田座長 これは家政婦会社が求人しているわけですか。個人なのですか。

○堀井課長 これは多分、個人になろうかと思えます。今、申し上げたデータは個人のデータとなろうかと思えます。

○八田座長 アプライする人は個人ですけれども、雇うほうも個人なのですか。

○堀井課長 そこは詳細なものが手元にございませんで、確認をさせていただきます。申しわけありません。

○八田座長 原委員、お願いします。

○原委員 政府全体での検討のところ、課題があるという話でございましたけれども、これは具体的にどんな競争状況になっているのか、もう少し教えていただくことはできますか。

○福原室長 法務省で把握しておりますのは、本件については国家戦略特区の中で検討していったらどうかということが、これは 4 月 4 日の産業競争力会議、経済財政諮問会議合同会議での安倍総理大臣の発言からも示唆されておりましたので、全国で行うというよりも、そうした特区の枠組みの中でやることを検討されているものと承知しているわけでございます。

特区ということになりますと、これまでの例では、これは市町村といいますか、地方自治体のほうがある程度責任を負って、管理の一翼を担うといいますか、責任をとられるような形があって、それに基づいて規制の特例を実施することができるというふうになっているわけでございます。外国人の出入国の管理でございますので、特区で規制の特例があり得るのかということがあるかもしれませんけれども、実は幾つかそうした規制の特例というのはやっております。

そういったときには、地方自治体のほうで帰国担保のところも含めて、ある程度の責任を負っていただくような形になりますし、そのプレイヤーとして企業さんがいたとしても、どういう企業さんを対象にするかということも含め、自治体のほうで一つのガイドラインのようなものを作られて、それに沿って運用していくような形になってございますので、これを踏まえて、どういうふうを実現していくのかというのを検討していくことになろうと考えているところでございます。

また、家事使用人につきましては、現在、個人的使用人ということで直接、雇用されるような形態での受入れということになっているわけでございますけれども、これにつきましては例えば会社で管理をするということがあり得るのかということも含めて、検討していかなければいけないと考えてございます。

○原委員 多分、相当早急に検討していくことになるのだと思うのですけれども、何かあれでしょうか。もう少し枠組みをどうするのかとか、そういう話をしていくべきタイミングなのか、ある程度御検討は進んでいらっしゃるのですか。

○福原室長 もし国家戦略特区で、特区の枠組みの中でやるということになりますと、これまでの総合特区でありますとか構造改革特区での結果から申し上げますと、地方自治体の方からこういう形で受け入れるということではどうだろうかという御提案のようなものがあって、そこで対話を深めていって、それが実現可能かどうかということも含めて検討していくことになるのですが、現在、国家戦略特区につきましては具体的に地方自治体からの提案が確定していない段階だと我々は承知しているところでございまして、今後そうした具体的な提案が出てきたときに、どういうふうに対応するのかということを検討していくことになろうかと思えます。

今回の件は、民間の有識者の方から提案があったということでございますので、現時点でどこかの自治体から、具体的に提案されたというふうには、法務省としてはまだ認識をしていないところでございます。

○八田座長 今のことにも関連して2点伺いたいのですけれども、一つは先ほど人権侵害の可能性があるということを御指摘になったわけですが、それは家の中で働くということである以上、その問題はいつもあると思うのです。これは外国人に全く限らない、日本人でもあると思うのです。そこに関する規制をどうするかということで、例えば会社が雇うということは、労働条件を管理するために人種、国籍を問わず必要なことだろうと思うのですが、そこについては御担当かどうかわからないのですが、例えば保育なんかに関して住み込みの場合は、そういう特別な人権侵害を防ぐ措置というのはとられているのでしょうか。

○福原室長 ILO では家事労働者のディーセントワークを確保していかなければいけないという条約・勧告が出ているわけでございます。これは各国の状況としまして、家事使用人については例えば、労働基準法が適用されないなど、やはり家の中で働くということであって、工場で働くのと違いますので、そういう特殊性に鑑みて、労働基準法が適用されないということもあつたりするわけでございます。いわゆる家事労働者のディーセントワークを確保していくために、そういう勧告等が出されているわけでございます。

そういうことを考えますと、今、幸い日本の中ではそういうことが問題になっていないということなのかもしれませんが、今まで日本人の家事支援のための外国人労働者の受入れというのはなかったわけでございますけれども、今後、外国人が住み込んで働くようなことが仮にあるのだとすれば、やはりそういうあたりはきちんと気をつけていかないといけないと考えているところでございます。

○八田座長 現実的に非常に短期の時間となると、会社ということが考えられますね。しかし、会社だって会社なら何でもいいわけではなくて、会社をどう管理するかという仕組みが必要になる。

○工藤委員 先ほど少しおっしゃられた家事労働と保育は切り分けなければとの発言があり

ましたが、それを切り分けるというのはすごく難しく、例えば保育園に迎えに行くというのあれば、お掃除する、ご飯をつくるもあるわけで、そのあたりはどういう方針になるのでしょうか。

介護の問題と保育の問題と家事というのを切ってしまったら、あまり意味のないものになりそうな気がして、その辺は議論されているのでしょうか。

○源河調査官 ニーズ等があれば、絶対やってはいけないというわけではなくて、色々な問題が育児支援にありますので、慎重な議論が必要だというのが大臣が申し上げた趣旨でございます。

実際に子どもが色々な会議等に出ましても、育児に関しては本当にいいのか。保護者の視点だけではなくて、いろいろな視点から議論していただく必要があるのではないかと考えております。

公的ではないのですけれども、幾つかの家事支援サービス会社等に聞いてみましても、実際に家事支援サービスと育児支援サービスを分けているところは結構ございまして、それは実際には分けてやっていらっしゃるのではないかと思います。

○工藤委員 それは掃除をしてくれる1時間という形であって、要は住み込みに近い形でお手伝いさんの事です。昔は家庭に普通にいたわけですが、それがだんだんいなくなって、今は時間単位で切り売りするようなサービスになっています。実際にはこういうナニーとか家族に入ってくる場合というのは切れないわけです。多分そここのところがきちんとした指針を持っていないとダメだし、介護だって色々不満がありますね。時間で切られて次々に人が変わって、特定の人がいつも来てくださったほうが、その人の状況が把握できるはずなのに、やはりそのあたりが制度と実態とのずれがいっぱい起きているわけですね。今回それが家庭の中に入ってくるという話になるから、具体的ですね。

○源河調査官 ニーズがどういうものかというのわかりませんし、実際に自治体でどういう形でやりたいというものが出来ているわけでもないのに、現段階で厚生労働省としては慎重な議論が必要なのではないか。

○八田座長 そうすると、一つは会社を介してやるということはどうしていますか。その場合にどういう人権侵害に対する措置をとるかということが、特に外国人の場合、重要になるということがあると思います。

もう一つ関連するもので伺いたいのですが、アメリカやイギリスにオペアというシステムがあります。例えばイギリスにフランス人の女子学生が大体1年とか2年とかやってきて、昼は語学学校に行っているけれども、夕方や夜は、家事を助けるというものです。子供も保育園から帰ってきたら迎えに行き食事を作って、子供の面倒を見る。それで1年か2年の海外生活をやって戻る。それが非常に貴重な経験を与えるというものがあるわけです。これは日本ではそれをやるとすると、先ほどのカテゴリではどういうふうになるのか。特定活動なのでしょうか。

○福原室長 ありがとうございます。

八田先生おっしゃるとおり、海外だとオペアという制度が定着しているところがありまして、特に若い女性の留学生などが活用しているということでございます。ベビーシッターを雇って家の中に入ってもらおうということが定着しているということがあるのだらうと思います。そういった中で外国人の方であっても、ある程度コミュニケーションがとれることが前提で、おそらく報酬は実費分しかもらえないということなのかもしれませんが、そういうことで外国人留学生などを雇うという制度があるのだらうと思います。

日本の場合でございますけれども、先ほど見ていただきました一覧表で留学の在留資格というのは、日本の高等教育機関等で教育を受ける活動でございます、元々就労は認められていないのですが、アルバイトを行うために資格外活動の許可というものをとっていただいて、それで就労ができます。また、普通、資格外活動の許可というのは、どこで働いてどんなことをするのかということを確認した上で許可をするという仕組みなのでございますけれども、留学生の方については1週間28時間以内であれば、7日に換算しますと1日4時間ということになるかと思いますが、その時間であれば稼働先等を特定されなくても、働いていいという包括許可の手続きをとっています。ただ、風営法関係には就いてはいけないという規制がございますけれども、そのほかの規制は全くないわけでございます。

ですので、家事使用人として働かれるということがあれば、それは1週間28時間という制限の中ではありますが、それは可能であるわけでございます。ただ、実際留学生の方がそういうふうにして働いていらっしゃるということをあまり聞かないということは、元々日本の中にそういう形で外国人の方に、特に自分のお子さんの子守りなどを任せるといった文化がまだあまりないのかなというところでございます。

○八田座長 今おっしゃったのは留学のカテゴリとしてですね。だけれども、オペアで実際に来ている人を見てみると、そんなに大学院に留学するとか、学部で留学するとか、そんな立派なものとは全然違うのですね。語学学校なのですね。

○福原室長 実はこの留学の中に日本語学校に通われる方も入っております。昔、就学の在留資格と留学の在留資格は分かれておりました。日本語学校に行かれる方については就学ということで別に管理をしていたのですが、平成22年に、一つの在留資格になってございます。

○八田座長 オペアは会社が介在していますね。さらに、留学という側面もあるけれども、やはり働くという側面というか、現地の家庭で暮らすことによって体験するという側面が大きいので、むしろ特定活動の中にそういうものが入ってもいいのではないかという気がする。ただし、先ほどの人権侵害に関するチェックをその会社に対してきちんとやるということ、一つの条件にすべきではないかと思います。オペアの人はその家の自動車も使わせてもらえるし、友達を呼んでパーティーをしてもいいし、ちょっと普通の下宿人とは違って信頼関係がありますね。

○工藤委員 ホームステイに近いような語学研修みたいな感じですね。

○八田座長 ホームステイに非常に近いです。アメリカではホームステイではお金で代価を払う場合が多いけれど、オペアは労働で代価を払い、幾分のお小遣いも貰えるというもので

す。

○工藤委員 やはりその辺は日本はまだかたいですね。今、建築の世界では日本はすごく人気があるので、世界中の学生が来たい国となっています。けれども、働きにくいですね。様々な制度の壁があって。働けないなら研修でも受け入れてくれと。ヨーロッパの習慣ですが、海外での経験を積んでおかないとディプロマがとれないという事もあって世界中にみんな出ているのです。そういう事を日本もう少しやれで、活躍の場を広げていくというか、あると思うのです。

○八田座長 それから、工場で働いたり色々やるのもいいけれども、どこかの家がきちんと責任を持って、それはもちろんある資格がなければまずいでしょうが、あるちゃんとした家が預かってあげるというのは、来るほうから見ても随分安心するのではないかと思います。包括的にどこでも働いていいから頑張りなさいと言うよりは、期間がきちんと決まって、そこで働いて戻ると言うのは安心する。

今おっしゃったようなことと言えば、そのコンセプトは将来ほかにも広がっていきけるかもしれない。大体、住まわせられる家を持っている人のところで制限が来てしまうから。

○工藤委員 今それは違って、介護施設に入所し老人たちの家が手放すこともできずに空き家となって都市の中心部にいっぱいある。国土交通省でもどうするかという問題が上がっている。

○八田座長 それはそれでまた物すごく大きな問題です。

○工藤委員 確認ですが、二つ目の丸で特区での外国人受入れのための新たな在留資格の創設を含めて、家事支援は別に外国人でなく、そのエリアに住んでいる日本の人たちも受けられるという考えでいいですね。基本的には今回特区と切ったエリアでは、外国から来た人のための支援だけではないという理解でいいのですね。そういうことでいいのですね。

○藤原次長 日本人がその外人を使うというところです。むしろそれがメインです。

○八田座長 要するに日本人が今まで雇えないわけですね。

それから、そういうふうな言い方をするとあれだけれども、むしろ子どもに英語を学んでもらいたい。中国語を学んでもらいたいという需要も随分あるのだらうと思うのです。どうせ親は日本語をしゃべれるのだから、そういったバイリンガルになってもらいたいという希望というものがおそらくあるのだらうと思います。その場合にはそれこそある程度の雇う側に来る人の資格が明確に分かるようにしてあげないとまずいと思います。

ほかにございますか。そうしたら事務局からは何かございますか。

○藤原次長 これは官邸からもとにかく6月の成長戦略にきちんと盛り込むようにという指示もいただいておりますので、また具体的な案文その他でワーキンググループのほうでまた御議論いただくことに再度なると思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○工藤委員 最後にいいですか。先ほどフィリピンからの人たちが8割とって1,200何十人だったかな。ほかにそういう国家間で要請が来ていたりはないのですか。どこかの国から日本にもっと家政婦的に開いてくれという要請はないのですか。

○福原室長 家政婦の受入れの要望を正式な形で受けているという状況はないと承知をしております。ただ、フィリピンとかインドネシアもそうですけれども、国策として自分の国の国民を労働者として外国に送り出しているという国もございますので、広い意味では、日本で働きやすくなるような制度にしてほしいという考え方はあるのではなかろうかとは思いますが。

○八田座長 今日そんなに話をしていなかったけれども、工藤先生おっしゃったようにそういう住宅に住んで、通いで家事サービスをやるというのも、もちろん会社、組織なら当然可能であるし、需要はおそらくそれにかなり多いだろうと思います。週何度か来て、お洗濯とお掃除をやってもらって、またそれは週1回だけだけれども、別な家でやるというのは多いと思います。要するに管理がどうなるかということですね。

○工藤委員 結局、若い人たちでやりたいという年齢層がないのです。

○八田座長 働きたいという、先ほどの有効求人倍率は0.5だから、ものすごく働きたい。

○工藤委員 内容ですね。その方たちが結構年配だったりするでしょう。子育ても終わって、多分、私より上ぐらいの人だと思うのですけれども、その人たちが職能がないとしたら、鍛えた家事の力を仕事として生かしたいという人が多いと思うのです。だけれども、実際に小さい子ども達を相手にとすると、本当はもう少し若い人でないとマッチングとして難しいのです。私も体験しているのだけれども。そうすると、その若い人でそういうことをやろうという人が日本ではほとんどいない、だから結構年の関係もあると思います。だから0.5の数値の中身が実は重要だと思うのです。

○堀井課長 厚生労働省としては、高齢者の方にもどんどん働いていただきたいという思いはあります。

○工藤委員 ありますけれども、それは子どもたちにとってどうかという微妙なのです。

○八田座長 私も引退したら塾でも教えるかなとつぶやいたら、「塾では若い先生でないと生徒を引きつけられません」と学生に即座に言われました。

○工藤委員 多分そういうものがあって、おじいちゃん、おばあちゃんとの楽しい遊びもあるけれども、やはり自分たちの年代のこと、感覚がわかってくれる人とか、そういう選択も含めて全部ある。

○八田座長 しかし、年収200万の若い女性がいっぱいいるというわけでしょう。そのミスマッチがどうなっているのかということですね。NHKのクローズアップ現代を見たら、そんな人ばかりいるように見えるけれども。

○堀井課長 女性の就労は本当に重要課題であることは非常に我々、我々だけではなく全国的にやらなければいけない話なので、色々な切り口の検討が必要なのだろうと思います。

○八田座長 そうすると実際問題としては、ある程度の可能性は出ていると思います。

まず、住み込みでも通いでも、日本人労働者でも外国人労働者でも、先ほどおっしゃったような人権侵害の問題に関しては共通の問題があるだろうから、それをどう克服するか。次に、雇うほうにとっても何か盗まれたら困るかもしれないとか、いざという時のために保

険が欲しいということがあります。これらは、一種の情報の非対称性が非常にある分野で、ある程度の規制がどうしても必要な分野だと思うのです。

だけれども、むしろ市場がうまく機能するような規制をしていく必要があるのではないかと思います。その際会社組織にサービスを提供させた上で、会社に規制をかけていくことが一つの解決策でしょう。それから、この家事労働ということを使う以上、オペアのような制度ももって利用しやすいようなことにできないかということもあります。

それでは、これでよろしいですか。どうも今日は本当にお忙しいところありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。